

米原市中学校入学支援金のお知らせ

1 趣旨および目的

新中学1年生の生徒が充実した中学校生活を送ることができるよう、入学時に必要となる制服などの学用品等の購入を支援するため、「中学校入学支援金」を交付します。

2 給付対象者

令和8年度に中学校に入学を予定している、入学式当日に市内に住所を有する子の保護者で、以下の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 生活保護を受けていないこと。
- ② 市税等および学校給食費保護者負担金の滞納がないこと。

3 交付金額

一般の方	中学1年生1人当たり 6万円
準要保護者	中学1年生1人当たり 9万円

※準要保護者とは、米原市就学援助規則第4条第1項第2号に該当する方です（生活保護の停止または廃止を受けた方、児童扶養手当を受給している方、市民税が非課税の方、世帯の令和6年分所得が、米原市教育委員会の定める基準額以下の方）。なお、準要保護者の判定シミュレーションをウェブサイトに掲載しています。

4 申請書類・添付書類

- ① 申請書兼請求書
- ② 振込先口座番号が確認できるもの（通帳の口座番号記載ページの写しなど）
- ③ 委任状(必要に応じて)

※振込口座は原則申請者の口座としてください。申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要になりますので、③の書類を提出してください。

5 申請期間・受付場所

申請期間	令和7年12月1日（月）から 令和8年1月30日（金）まで
受付場所	米原市教育委員会事務局 教育総務課（本庁舎2階） 市内各小学校、山東支所、伊吹市民自治センター、近江市民自治センター
申請書設置場所	上記受付場所のほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

※部活動用具等購入補助のお知らせ

市では、主に中学1年生を対象に、部活動（民間のクラブチームを含む。）の用具の購入などを支援するため、「部活動用具等購入補助金制度」を交付します。

申請には、購入日や品名が記載されたレシート等の購入を証明するものが必要です（令和8年度中に購入したものが対象です）。

詳しくは、入学後中学校を通じて制度のご案内や申請書類を配付いたしますのでご覧ください。

【お問合せ先】

521-8501 滋賀県米原市米原 1016

米原市教育委員会事務局 教育総務課（本庁舎2階）

電話 0749-53-5151 FAX 0749-53-5129